

「新型コロナウイルス関連情報」  
(その42: デイリにおける外出規制措置の実施)

【ポイント】

- 東ティモール国内での新型コロナウイルスの感染者は、3月8日までに新たに計3人が発表されたことにより、現在の累計感染者数は122人となっています。
- 東ティモール政府は、デイリでの感染者発生に伴い、デイリにおける外出規制措置につき発表し、その期間は、3月9日0時00分から3月15日23時59分までの7日間です。状況により、さらに7日間延長する可能性があります。

(本文)

1 新型コロナウイルス感染状況

東ティモール国内での新型コロナウイルスの感染者は、3月8日までに新たに計3人が発表されたことにより、現在の累計感染者数は122人となっています。

○在東ティモール日本国大使館ホームページ

<http://www.timor-leste.emb-japan.go.jp>

○東ティモール保健省フェイスブック

<https://web.facebook.com/MinisteriodaSaudeTL/>

2 デイリにおける外出規制措置の実施

東ティモール政府は、デイリでの感染者発生に伴い、デイリにおける外出規制措置につき発表し、その期間は、3月9日0時00分から3月15日23時59分までの7日間です。状況により、更に7日間延長する可能性があります。(3月8日付政府発表プレスリリース)

主な内容は以下のとおりです。

- (1) 人の集まりを伴う社会的、文化的、スポーツまたは宗教的なイベントの開催の禁止
- (2) 住民の自宅待機。ただし、食料・商品の購入、電気料金などの公共料金の支払い、介護や医療援助を必要とする家族がいる場合、また、行政サービス等に従事する労働者の外出は認められる。
- (3) 陸路、海路、または空路によるデイリ県外への移動は原則禁止(安全、公衆衛生、人道的または公益に資する活動のための旅行は除く)

在留邦人の皆様におかれては、引き続き新型コロナウイルスの感染防止に努めるとともに、今回の措置の履行のため、警察による監督や規制が強化されることも予想

されますので、ディリ県外への移動は避けるとともに、職業活動の移動や生活物資の調達など、最低限の移動に止め、不要なトラブルに巻き込まれないように留意して下さい。

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(PC版・スマートフォン版)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>

○厚生労働省ホームページ(新型コロナウイルス感染症について)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

・新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

(厚労省のヘルプデスク連絡先)

・外国からかける場合: +81-3-3595-2176(日本語, 英語対応可)

・対応時間: 日本時間の9:00~21:00(土日含む)

○渡航先における情報を迅速に入手するためにも、「たびレジ」が大変便利です。第三国へ渡航の際は、下記のリンクから訪問先の「たびレジ」に是非登録をお願いします。(詳細は <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照)

【問い合わせ先】

在東ティモール日本国大使館領事・警備班

住所: Avenida de Portugal, Pantai Kelapa, Dili, Timor-leste

電話: (国番号 670) 332-3131~2 緊急電話: 7723-1127

ホームページ: <http://www.timor-leste.emb-japan.go.jp>

メール: [ryoji.timor-leste@di.mofa.go.jp](mailto:ryoji.timor-leste@di.mofa.go.jp)

(了)